政令

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

政令第二百九十号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年四月十九日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

政令第二百九十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五条第一項、第四十五条の二第一項第三号、第五十一条の四第八項、第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　法第四十五条の二第一項の道路標識等

第十四条の七を第十四条の八とする。

第十四条の六中「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改め、同条を第十四条の七とする。

第十四条の五を第十四条の六とし、第十四条の四の次に次の一条を加える。

（停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要がある者）

第十四条の五　法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める者は、妊娠中又は出産後八週間以内の者とする。

第十七条、第二十六条の四の三及び第二十七条の五中「第十四条の七」を「第十四条の八」に改める。

第四十四条第一項第一号中「第四十九条の二第五項」を「第四十九条の五」に改める。

別表第一の一の項を次のように改める。

一　法第四十五条の四の規定に違反して駐車しているもの（法第四十四条の規定に違反して駐車している高齢運転者等専用場所（法第四十五条の二第一項の道路標識等により同項の高齢運転者等標章自動車が停車又は駐車をすることができることとされている道路の部分をいう。以下同じ。）において駐車しているものについては、法第四十五条の四の規定に違反して駐車しているものに限り、法定駐停車禁止場所（法第四十四条各号に掲げる道路の部分をいう。以下同じ。）にある指定駐車場所（法第四十九条の三第三項の道路標識等により指定されている道路の部分をいう。以下同じ。）において駐車しているものに限る。）	大型車	二万七千円
	普通車	二万円
	二輪車又は原付車	一万二千円

別表第一の三の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に、「第五項後段」を「第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の二の項中「又は第四十九条の二第三項」を「、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四」に、「同項」を「法第四十五条第一項」に、「、前号」を「三の項」に、「除く」を「除き、法第四十九条の三第三項の規定に違反して駐車しているものについては二の項に規定するものを除き、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては一の項から三の項までに規定するものを除く」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

二　法第四十四条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの（法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについては一の項に規定するものを除き、法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所（指定駐車場所を除く。）において駐車しているものに限る。）	大型車	二万五千円
	普通車	一万八千円
	二輪車又は原付車	一万円
三　法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの（法第四十五条第一項の規定に違反して駐車しているものについては高齢運転者等専用場所において駐車しているもの、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては指定駐車場所（法定駐停車禁止場所にあるものを除く。）において駐車しているものに限る。）	大型車	二万三千円
	普通車	一万七千円
	二輪車又は原付車	一万千円

別表第二の備考の二の19中「、第四十九条の二第三項」を「、第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に、「法第四十九条の二第三項」を「法第四十九条の三第三項」に、「、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分」を「法定駐停車禁止場所（指定駐車場所を除く。）」に、「限る。）のうち、」を「限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。）のうち、その行為が」に、「に該当する」を「（以下「放置行為」という。）に該当するときの」に、「車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為を」を「放置行為を」に改め、同表の備考の二の43及び44を次のように改める。

43　「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。